



非課税年金の収入が多い場合は食費・部屋代の負担軽減が受けられなくなるのですか？



非課税年金を含めた収入が 80 万円を超えられる方については、負担限度額が第 2 段階から第 3 段階になりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません。



なぜ遺族年金・障害年金まで勘案するのですか？



遺族年金・障害年金は、従来利用者負担段階の判定に当たっても、収入として反映されず、老齢年金と同じ年金額でも取扱いが異なっていました。

負担の公平性を確保する観点から、施設入所に要する費用を賄う収入としては、老齢年金と遺族年金・障害年金は同様に評価されるべきことなどを踏まえて、老齢年金と同様に、遺族年金・障害年金も負担能力を判定する収入とすることとしています。



どのような非課税年金が新たに利用者負担段階の判定に含まれるのですか？また、どのように非課税年金の受給額を確認するのですか？



〈非課税年金に含まれるもの〉

非課税年金とは、社会保険料を拠出した対価として日本年金機構又は共済組合等（以下「年金保険者」という。）から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

〈非課税年金に含まれないもの〉

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

〈確認方法〉

原則は年金保険者から市町村へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、食費・部屋代の負担軽減の認定の申請の際に、前年に受給した非課税年金の種類の申告をお願いします。



故意に非課税年金の支給額を申告しないこと等により不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大 2 倍の加算金（負担軽減額と併せ最大 3 倍の額）の納付を求められます。